

美浜町告示第65号

美浜町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震発生時の電気火災の防止及び被害を抑制することを目的に、感震ブレーカーを購入し、又はその設置に係る工事を委託する者に対し、予算の範囲内において美浜町感震ブレーカー設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、美浜町補助金等交付規則（昭和55年美浜町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー 地震による揺れを検知し、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）で定める構造及び機能を有するもので、分電盤内蔵型又は分電盤後付型のものをいう。

イ コンセントタイプ コンセント若しくはコンセントに接続した器具に内蔵されたセンサーによって揺れを検知し、電力供給を遮断するもの又はアース付き電気コンセントに設置し、地震による揺れを検知したときに、疑似的な漏電を発生させ、漏電ブレーカーを作動させることにより電力供給を遮断するもので、一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証（以下「消防防災製品等推奨証」という。）の交付を受けているものをいう。

ウ 簡易タイプ バネの作動、おもりの落下等によりブレーカーを切って電力供給を遮断するもので、消防防災製品等推奨証の交付を受けているものをいう。

(2) 住宅等 住宅、併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅をいう。）及び共同住宅（複数の世帯が住む集合住宅をいう。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 町内の既存の住宅等に居住する者

イ 自ら居住するために町内に住宅等を新築し、又は購入しようとする者

(2) 補助対象者が住宅等の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。

(3) 本人が属する世帯の世帯員全員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(4) 本人が属する世帯の世帯員全員に町税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの購入費及び設置費（設置を事業者に委託した場合に限る。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、20,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、美浜町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 領収書等の原本又はその写し（購入及び工事の内訳が分かるもの）

(2) 設置した感震ブレーカーの仕様が分かる書類（カタログ等）

(3) 感震ブレーカーの設置状態が確認できる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、感震ブレーカーを購入した日若しくは設置に係る工事等が完了した日から起算して60日を経過した日又は令和11年2月28日のいずれか早い日とする。

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付を決定し、美浜町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めたときは、不交付の決定をし、美浜町感震ブレーカー設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条第1項の規定による通知をした日から30日以内に、当該申請者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、美浜町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるこ

とができる。

(譲渡又は貸与等の禁止)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日から5年間は、当該補助に係る感震ブレーカーを譲渡し、又は貸与し、若しくは販売してはならない。

(町の免責)

第11条 感震ブレーカーの設置を行った住宅等において、大規模地震等に起因する電気火災が発生した場合であっても、町はその責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前にした行為に対する第9条第2項に規定する返還命令の適用については、同項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。